

令和3年12月16日  
健康福祉部

## 県立最上学園における虐待事案を受けての再発防止策検討会議 における検討の結果と再発防止策の強化について

### 1 概要

県立障がい児入所施設最上学園（新庄市）における虐待事案を受けて設置した再発防止策検討会議を開催し、委員からの意見を踏まえ、再発防止策の強化を図りました。

### 2 開催状況

	日 程	内 容
第1回	令和3年7月6日	事案の説明及び意見交換
第2回	令和3年8月3日	意見交換
第3回	令和3年9月8日	同上
第4回	令和3年10月19日	同上（最終回）

#### <構成委員>

氏 名	所属・役職等
倉岡 憲雄	弁護士
大江 祥子	一般社団法人山形県社会福祉士会副理事長
村上 実	山形県知的障害者福祉協会児童発達支援部会長
下村 美保	東北文教大学准教授
高橋 郁子	一般社団法人山形県手をつなぐ育成会理事
築達 秀尚	健康福祉部障がい福祉課長
齋藤 邦仁	しあわせ子育て応援部子ども家庭支援課長
佐藤 慎治	福祉相談センター副所長

### 3 委員からの主な意見

#### (1) 虐待事案が起こった背景や原因の分析に関すること。

- ア 人間関係を含めた職場の風土や職員の権利擁護、倫理意識の欠如が考えられる。
- イ 組織的な相談体制が確立されていない。
- ウ 行動障害を起こす要因や背景を理解し改善するプロセスが欠如していた。

#### (2) 今後取り組むべきと考えられる虐待の再発防止策に関すること。

- ア 職場の風通しが一番のポイントであり、組織内で自由に意見を言える雰囲気とするため、外部の声を聞くことも大事である。学園に設置した第三者委員会に弁護士や社会福祉士などの専門家が加わるべき。
- イ 3施設が互いに良いところを取り入れてステップアップするため、学園に設置した第三者委員会に他学園の代表者も参加した方がよい。
- ウ 地域の拠点としての施設の在り方などの理念や倫理観を常に確認していく必要がある。
- エ 毎日振り返りを実践するなど、常に確認し合える機会や意見交換の場を作るべき。
- オ 園長は現場に入り、児童を守らなければならない。また、職員一人一人の人間性、倫理観を把握するべき。
- カ 職員には体系的な計画に基づき研修を受講させるべき。また、臨時職員を含め全職員が研修等を計画的に受講させるべき。
- キ 先駆的な施設での研修や管理職向けの権利擁護やガバナンスのあり方についての研修を行った方がよい。

#### (3) 虐待等の未然防止及び虐待事案が発生した場合に、早期対応可能な組織運営の確保に関すること。

- ア 児童本人から虐待についての訴えが届くよう定期的に第三者による面談を実施してほしい。また、山形県被措置児童等虐待対応ガイドラインにおいても明示してほしい。
- イ 実習生を受け入れる際にはアンケートを行い、これを外部の声として受け止め、その後の支援に活かしていくべき。
- ウ 職員や学校などに対して虐待の通告義務や窓口の周知を徹底してほしい。

#### (4) その他

- ア 調査に時間をかけすぎである。
- イ 今回のような事案が起きると職員は消極的な支援になりがちだが、子どもたちには失敗も含め様々な体験をさせてほしい。
- ウ 県立福祉型障がい児入所施設のあり方について検討してほしい。
- エ 学園の改善状況を発信してほしい。

#### 4 学園等における虐待の再発防止策の強化

(検討会議の意見に基づいて、これまでの対応に追加することとしたものに下線)

##### (1) 最上学園の取組み

###### ア 第三者委員の参画による児童の安心安全を守る仕組みの導入

- 保護者や学校長、臨床心理士等の第三者委員が参画する虐待防止委員会を設置し、虐待防止の取組み状況を検証【虐待防止委員会】

※外部委員に弁護士、社会福祉士などの専門家を追加

※各学園の代表者がオブザーバーとして参加

- 不安や悩みを抱える児童の声を聴く取組み、児童の声の発信の場づくりとして、臨床心理士によるカウンセリングを定期的実施【臨床心理士による心理的ケア】

###### イ 危機管理（虐待防止）体制の整備

- 虐待防止、虐待発生時の対応に係る虐待防止マニュアルを作成

※業務開始前後にセルフチェックによる業務点検を行い、支援の振り返りを行う。

###### ウ 風通しの良い組織運営の確保

- 管理監督者による支援現場の確認や職員との定期的な個別面談を実施
- よりよい支援方法や支援のポイントを整理した「事例集」を整備
- 適切でない支援を行った職員に対し、気づいた職員が時間を置かず注意する「気づき、直ぐ改善活動」を実施

- 保護者、学校等に対する相談窓口の周知

- 地域に開かれた学園運営（実習生やボランティアの受入れ等）

※実習生や実習生の担任教員からの意見を受け止め、現場の支援に活かしていく。

###### エ 加害職員に対する研修の実施と職員全体に対する虐待防止研修の見直し

- 外部講師や他施設職員による実践研修や支援現場への助言等を実施【虐待防止研修】

※加害職員の再教育を継続し、他学園の園長等の意見も参考に、段階的に現場復帰を目指す。

##### (2) 3施設（最上学園、やまなみ学園、鳥海学園）共通の取組み

- 最上学園の取組み同様、虐待防止マニュアルを作成するとともに、第三者委員の参画による児童の安心安全を守る仕組みの導入や虐待防止研修、臨床心理士によるカウンセリングを実施

##### (3) 県全体の取組み

- 県立施設の運営に関し、3学園の園長及び療育部門のトップと第三者を交えた意見交換の場を設置【虐待防止に向けた意見交換の場】

- 各施設のヒヤリハット報告や実習生からの意見を集約し、施設間で情報の共有を図り、虐待の未然防止につなげる仕組みを導入

- 体系的な研修や管理職向けの研修を検討

- ホームページ等で学園の取組状況を情報発信

- 山形県被措置児童等虐待対応ガイドラインの見直しを検討

以上